

■ 景観形成基準

青梅駅周辺景観形成地区は、里山と一体となったまちの風景が基調となり、その山ふところにひらけた青梅宿は様々な時代の歴史的建築物が街なみの特徴づけています。景観形成基準は、青梅宿の街なみの特徴づける歴史的建築物との調和と周辺の山なみへの眺めの保全を図るため、建築物・工作物・広告物などの形態や意匠に配慮することを地区の全体に共通する基本的な方向とします。

また青梅宿地区においては、特に歴史的景観を損なわないこと。本町周辺地区においては、歴史的景観との調和を図りつつ、人が集まる場所の魅力を高めていくこと。青梅駅前地区においては、まちの玄関口にふさわしい品格のある街なみを創出していくこと。これらをそれぞれの地区における配慮すべき事項として、景観形成基準を定めます。

景観形成基準

地区区分		青梅宿地区 西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町の一部	本町周辺地区 住江町、本町、仲町の一部	青梅駅前地区 本町の一部
建築物	基準			
	形態	街なみとしての一体性と連続性を損なわないものとする。		
	用途	周囲の歴史的建築物に合わせ、違和感のないようにする。また、周辺からの見え方に配慮し、背後の丘陵への眺めを著しく妨げない形態とする。		
	意匠	青梅街道に面する建築物の1階部分は、人が集まる場所の魅力を高めるよう、街なみの連続性と賑わいに配慮する。		
	色彩	周辺との違和感を感じさせない落ち着いた色彩に配慮し、彩度6以下程度とする。	周辺との違和感を感じさせない落ち着いた色彩に配慮し、彩度6以下程度とする。 小面積に用いるアクセント色は、基調色との相性の良い色を、全体の意匠の中でバランスよく用い、品格のある街なみを創出する。	駅前通りに面する建築物の1階部分は、人が集まる場所の魅力を高めるよう、街なみの連続性と賑わいに配慮する。
	屋根・軒 外壁・建具	各建物の全体デザインを尊重し、歴史的景観を損なわないものとする。		各建物の全体デザインを尊重し、品格のある街なみを創出する。
	建築設備等の位置・形態	屋外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか、若しくは建物本体と一体的なデザインに努め違和感のないよう修景を図る。		
工作物	付帯駐車場の位置・形態	青梅街道に面して設ける駐車場や車庫は、歴史的景観に配慮した修景を図る。		—
	形態	周辺からの見え方に配慮し、背後の丘陵への眺めを著しく妨げない形態とする。		
広告物	色彩	周辺との違和感を感じさせない落ち着いた色彩に配慮し、周辺に溶け込み目立たない着色等を工夫する。		
	形態	広告物は必要最小限の大きさとし、建物全体のデザインを尊重し、歴史的景観を損なわないものとする。		
土地の区画形質、土地利用 石積み・樹木	歴史的景観を損なわないものとする。			
自動販売機	歴史的景観を損なわない意匠とする。			

景観形成基準の地区区分

